中小企業等緊急支援金の対象業種等を拡充します

商工観光部産業戦略課
☎22-1220

「支援制度のお知らせ【第３報】」（６月発行）に掲載した「中小企業等緊急支援金」について**イベント等に関係する業種等を追加し、申請期限を延長**して支給します。

◆申請期間は

令和２年６月１日から８月31日まで
↓
９月30日まで延長します。

※この支援金は、売り上げが減少した市内の指定業種の事業者（大企業を除く）で拡大防止協力金の対象とならない事業者へ10万円を支給するものです。

今回、次の業種を拡充します。

【指定業種の拡充】

・小売業、飲食業（露天商、移動販売者など）

※１　市内在住で、かつ保健所等の営業許可等を有している方
※２　露天商等を生業として税申告されている方（但し、通信販売事業者は除く。）

【対象業種の追加】

・印刷業　・煙火製造業　・広告業
・広告制作業　・旅行業（フリーランスに限る）
・興行場、興行団　・警備業
・他に分類されない事業、サービス業（音響・映像、看板書き業など）

※詳しくは、栗原市Ｗｅｂサイトよりご確認ください。

農林水産物やその加工品を含む販売イベントに助成します

農林振興部農業政策課
☎22-1135

◆地場産品販売促進支援事業とは

市内産の農林水産物や６次化加工品といった地場産品販売を含む販売イベント等を開催するための経費の一部を助成します。

◆対象となる販売イベント等

８月以降に実施する次のイベント

（１）地場産品の販売を含む販売イベント
（２）イベント開催に併せた地場産品他販売

※既存・新規のイベントは問いません。

◆対象となる経費

（１）感染症予防対策費
（２）会場関係費
（３）宣伝費

※既存イベントと新規イベントとでは対象経費に違いがありますのでお問い合わせください。

◆助成内容は

対象経費の４分の３以内の額（上限20万円）

◆対象となる方は

市内の販売イベント実行委員会等主催団体

◆申請期限は　令和３年２月１日まで

◆申請方法は

（１）販売イベント開催前に事業計画書を提出
（２）販売イベント開催後に決算内容を添付して申請書兼請求書を提出

◆申請に必要なものは

◇申請書兼請求書
◇決算書と領収書の写し
◇販売イベントの写真
◇誓約書
◇振込口座と口座名義がわかる通帳等の写し

国の農林漁業者のための経営継続補助金の採択者を支援します

農林振興部農業政策課
☎22-1135

◆農林漁業者経営継続支援事業とは

下記の「対象となる方」が、経営継続補助金経営計画書に基づき、機械装置等費、広報費、展示会等出店費などに関する経費等の100分の15以内の額（個人申請は上限20万円、グループ（共同）申請は構成員数（最大10人まで）×20万円を上限）を助成します。

◆対象となる方は

国の支援事業である農林漁業者のための「経営継続補助金」の事業採択を受けた市内の農林漁業者

◆申請期限は　令和３年１月15日まで

◆申請方法は　原則、「郵送申請」

※申請書は栗原市Ｗｅｂサイト、市農業政策課、各総合支所で配布

◆申請に必要なものは

◇申請書
◇経営継続補助事業採択通知書の写し
◇申請時に提出した経営継続補助金経営計画書（様式２－１）の写し
◇経営継続補助金に係る事業実績報告書の写し
◇補助対象経費に係る領収書の写し
◇振込口座と口座名義がわかる通帳等の写し

※国の農林漁業者のための「経営継続補助金」の詳細については、以下の農林水産省ウェブサイトをご確認ください。
https://www.maff.go.jp/j/keiei/keizoku.html